

令和元年度教職員互助会モニター意見等の概要について

- 1 意見聴取期間 令和元年8月23日～令和元年9月20日
- 2 意見聴取内容 教職員互助会事業について

意見等の概要については以下のとおり。

意見及び質問	事務局の考え方
<p>【施設利用について】</p> <p>・利用回数の緩和化 現在、各施設において利用券の使用回数が決められているが、実際には利用されない、あるいは、利用できない方もいる。最低限決められた回数を使えることを基準に、もっと利用したい方には、可能な場合には、互助会が窓口となって、メール、ファックス、電話など申し込み及び受け取りができるようにして、今まで以上に利用できる回数を増加することができないか。</p>	<p>予算の範囲内において、補助券を配付している。補助券の追加については、利用していない方もいる中で、受益者の公平性の観点から十分検討する必要がある。ただし、予算措置を伴わない、映画鑑賞券や日帰り温泉施設優待券は、申込みの上限は設けていないが、期限内で利用できる範囲での申込みをFAXやメールで受け付けている。</p>
<p>・利用料金の割り増し額の増加 現在、各施設の様々な事情のもとに割引額が設定されているが、高額な料金が必要な施設は、もう少し、割引額を増額してほしい。</p> <p>1枚で利用予定者全員が同じ割引を受けられる、または、人数に応じて、割引率が変動してでも、利用予定者全員が割引を受けられるようにしていただけると、今まで以上に利用者は増加すると思う。</p>	<p>財政状況の悪化から、平成25年度に厚生事業の見直しを行い、平成26年度に施設利用の補助額の削減を実施したが、平成30年度には財政状況に改善が見られたため、今年度から、子育て支援策の強化として、美術館や水族館、昆虫館の中人及び小人の無料化を実施した。今後も定期的に事業点検を行いながら、会員のニーズにあった効果的かつ効率的な事業を実施していきたい。</p>
<p>・施設利用券の綴りの配付 「他人に譲渡してはならない」というならなくしたらどうか。印刷経費の無駄である。28年度実績は利用少ないと思わないか。</p>	<p>会員の余暇活動に寄与するため、施設利用券つづりを配付している。その財源は会員一人ひとりの掛金であることから、公平性の観点からも他人への譲渡は好ましくない。</p> <p>会員が利用したい時にすぐ手元にあるよう、利便性の点から会員全員に綴りを配付している。仮に申請形式にした場合、その都度、郵送費用がかかるなど会員の負担や事務も繁雑となることも考えられる。昨年度実施したアンケート調査では、施設利用において、継続や充実を望む回答が7割であった。多くの会員のニーズがある事業であるため、廃止は考えていない。</p> <p>平成28、29年度は前年度に比べ利用実績は下がっているが、平成30年度の利用実績は、上がっている。</p> <p>＜施設利用実績＞ H27 7,840件 H28 7,302件 H29 6,949件 H30 7,989件</p>
<p>【思いでづくりの旅】 一緒に行く人が誰もいない人はどうするのか。</p>	<p>この事業の家族は広義にとらえ、父母、兄弟姉妹、甥姪なども可としている。</p>
<p>【インフルエンザ予防接種補助】 保険診療でないものに補助する必要性はあるのか。</p>	<p>インフルエンザ予防接種の補助は、インフルエンザの発症と重症化の予防及びその蔓延の予防のため、実施している。教職員が自ら予防することで、児童生徒への感染を防ぐこともでき、また、会員の希望者も多い。</p>
<p>【互助会の廃止希望】 共済組合があるなら互助会は不要である。共済は年金、病院の保険証の発行など必要だが、互助会は共済の補完にすぎない。区別がつかず似たような制度、共済だけでいい。請求にあたり戸籍抄本等 手続きは教職員の負担である。任期付職員のほとんどは掛け損にもなるだろう。採用とともに強制加入自体見直すべきだ。</p>	<p>互助会は「石川県職員の互助会に関する条例」により、設置されている。</p>